

承認(届出)事項

村上総合病院

当院は関係法令に基づき下記の指定を受けているとともに健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、下記の事項を関東信越厚生局に届け出ております。

【各種指定等】

| | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|-------------------|-----------|
| 保険医療機関 | 労災保険指定病院 | 養育医療費指定病院 | 生活保護法指定病院 |
| 母体保護法指定病院 | 身体障害者福祉法指定医 | 原子爆弾被爆者医療指定病院 | |
| 結核予防法指定病院 | 自立支援医療(更生医療・育成医療 及び 精神通院医療) | | |
| 救急医療告示病院 | 臨床研修病院(基幹型・協力型) | 新潟県肝炎治療促進事業契約医療機関 | |
| 産科医療保障制度加入医療機関 | DPC対象病院 | 災害拠点病院 | へき地医療拠点病院 |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関 | | | |
| 児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関 | 病院群輪番制病院 | | |

1. 入院基本料に関する事項

当院の一般病棟について、「急性期一般入院料4」(4階東・4階西・5階西病棟)と
「地域包括ケア病棟入院料1」(5階東病棟)の承認を受けております。

■ 「急性期一般入院料4」(4階東病棟、4階西病棟、5階西病棟)

病棟(合計)では、1日に37人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

○ 4階東病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

○ 4階西病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

- 5階西病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

■ 「地域包括ケア病棟入院料1」(5階東病棟)

- 5階東病棟では、1日に10人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

2. 届出に関する事項 ■当院は、次の厚生労働大臣が定める施設基準について届出を行っております。

【基本診療料】

- **急性期一般入院料4** 【 4階東病棟・4階西病棟・5階西病棟 】
 - 入院患者様10人に1人以上の看護職員を配置しております。
 - ・ 医療DX推進体制整備加算
医療情報取得加算
 - ・ 臨床研修病院入院診療加算
 - ・ 超急性期脳卒中加算
 - ・ 救急医療管理加算
乳幼児救急医療管理加算
 - ・ 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ・ 診療録管理体制加算2
 - ・ 医師事務作業補助体制加算1(25対1)
地域の急性期医療を担う、医師(勤務医)の負担軽減及び処遇の改善に対する体制を確保することを目的として、事務作業を補助する専従者(届出病床263床に対して25対1以上)12人を配置し、さらに下記に取り組んでいます。
医師と医療関係職種及び事務職員等との役割分担、適切な労務管理、適切な応需体制の構築
 - ・ 急性期看護補助体制加算(25対1 看護補助者5割以上)
看護補助体制充実加算1 夜間急性期看護補助体制加算100対1 夜間看護体制加算 看護職員夜間充実加算1(16対1の1)
・ 療養環境加算
 - ・ 重症者等療養環境特別加算
 - ・ 医療安全対策加算1
医療安全対策地域連携加算
医療安全管理部門を設置し、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師を配置しております。
医療安全対策を実施する複数の医療機関と連携し、それぞれの評価を行っております。
 - ・ 感染対策向上加算1
指導強化加算
院内に感染制御チームを設置し、感染防止につとめております。
感染対策を実施する複数の医療機関と連携し、それぞれの評価を行っております。
 - ・ 患者サポート体制充実加算
医療従事者と患者との対話を促進を目的に、相談支援窓口を設置し、患者等からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等に関する相談について対応する相談員を配置しております。
 - ・ ハイリスク妊娠管理加算
組織しています。
 - ・ 後発医薬品使用体制加算3
 - ・ バイオ後続品使用体制加算
 - ・ 病棟薬剤業務実施加算1

- ・データ提出加算2
- ・データ提出加算4
- ・入退院支援加算1
 - 入院時支援加算 総合機能評価加算
退院調整部門の社会福祉士と病棟看護師が共同して、退院困難な要因の解決や介護・福祉サービスの活用等、退院に向けた支援を行っております。
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・機能強化加算

○ 地域包括ケア病棟入院料1 【5階東病棟】

看護職員配置加算 看護補助体制充実加算 看護職員夜間配置加算

- ・医療DX推進体制整備加算
医療情報取得加算
- ・臨床研修病院入院診療加算
- ・医師事務作業補助体制加算1(25対1)
- ・医療安全対策加算1
医療安全対策地域連携加算
- ・感染対策向上加算1
指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・データ提出加算2
- ・データ提出加算4
- ・入退院支援加算1
総合機能評価加算
- ・認知症ケア加算1
- ・後発医薬品使用体制加算3
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・機能強化加算

【特掲診療料】

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料 イ
- ・がん患者指導管理料 ロ
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・小児科外来診療料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・院内トリアージ実施料
夜間・休日・深夜において入院中以外の患者様に対し(救急車等で搬送された患者様は除く)、来院後速やかにトリアージ(早期に処置が必要な患者様を優先すること)を実施した場合に算定します。
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算1
- ・外来リハビリテーション診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
専任者を常時1名以上配置し、電話等の相談に24時間対応可能としております。急変時の入院受入れや、レジメンの妥当性評価等の委員会を定期開催しております。
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料2
- ・外来がん患者在宅連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料

- ・外来排尿自立指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅療養支援病院(3)
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)
- ・BRCA1／2遺伝子検査
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算IV
- ・植込型心電図検査
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・皮下連続式グルコース測定
- ・神経学的検査
- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・急性期リハビリテーション加算
- ・心大血管リハビリテーション料 I
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 I
- ・廃用症候群リハビリテーション料 I
- ・運動器リハビリテーション料 I
- ・呼吸器リハビリテーション料 I
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理料
- ・慢性維持透析濾過加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術
- ・脳刺激装置植込術及び交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び交換術
- ・縫内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・輸血管理料 I
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・保健医療機関間の連携による病理診断
- ・デジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作成
- ・看護職員処遇改善評価料45
- ・外来・在宅ベースアップ評価料1
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料1
- ・入院ベースアップ評価料51

【歯科診療に係わるもの】

- ・歯科外来診療感染対策加算3
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・口腔粘膜処置
- ・レーザー機器加算
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・CAD/CAM冠

3. 入院時の食事について

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

- ・入院時食事療養(I)
 - 1食につき 690円 ※標準負担額(患者負担額)1食につき 510円
 - ・特別食 1食につき 76円

4. DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する『DPC対象病院』となっております。

※ 医療機関別係数 1.3632

(基礎係数1.0451+激変緩和係数0.0000+救急補正係数0.0284+機能評価係数 I 0.2288+機能評価係数 II 0.0609)

5. 明細書の発行状況について

当院では、医療内容の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していくことから、平成22年4月より、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することといたしました。

発行する明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

なお、システムの都合上、口座振替の方を含め発行を希望される場合、待ち時間の発生が伴いますのであらかじめご了承ください。

6. 病衣について

当院では、入院患者様の衛生管理・院内感染防止の観点から、病院よりお貸しするもの(株)エランのCSセットをお勧めしております。(ご自分のパジャマ等をご使用されることも可能です。)

7. 保険外負担について

当院は、以下の項目について、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

- 私用電話料／ 電話会社の定める料金を基準とする額
- 付添寝具料／ 1日あたり 220円(税込)
- 文書料・その他／ 医事課窓口へおたずねください。

8. 特別室の利用について

当院は、患者様への情報提供と、患者様の自由な選択と同意がなされることにより、特別の療養環境を提供し、料金を徴収しております。料金・設備等は以下のとおりです。

| 区分 | 料金（税込） | 病室番号 | 主な設備・備品 |
|------|-------------------|---|--|
| 特別室 | 7,700円 (1日につき) | 554 | 浴室、トイレ、洗面化粧台、応接セット、調理台、電話、冷蔵庫、テレビ、ロッカー |
| 個室A室 | 3,850円 (1日につき) | 403-408 411-416-451-453-458-461 466-469-501-504-509-512 517-519-520-521-552-558 561-566-569-570 | 浴室、トイレ、洗面化粧台、ソファー、冷蔵庫、テレビ、ロッカー、小机、椅子 |
| 個室B室 | 3,300円 (1日につき) | 404-407 454-457-505-508 513-516-557 | トイレ、洗面化粧台、ソファー、冷蔵庫、テレビ、ロッカー、小机、椅子 |

※治療上の必要により、個室入室を医師が指示した場合は、上記料金はいただきません。

9. 入院期間が180日を越える長期入院に係る特別の料金について

通算入院期間が180日を超える長期入院患者様は、入院料の一部を患者様の実費負担として下記料金を徴収しております。ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある場合はこの限りではありません。

- 急性期一般入院料4.....1日あたり 2,409円(税込)
- 特別入院基本料1日あたり 1,012円(税込)

10. 金属床による総義歯の提供について

金属床総義歯に係る費用として下記の料金を徴収しております。

- 白金加金 片顆あたり 330,000円(税込)
- 金合金 片顆あたり 275,000円(税込)
- コバルトクロム 片顆あたり 165,000円(税込)
- チタン合金 片顆あたり 275,000円(税込)

11. う蝕に罹患している患者の指導管理について

- フッ化物局所対応用(1口腔1回につき) ... 1,100円(税込)

12. かかりつけ医機能について

必要に応じて「専門医・医療機関」をご紹介します。

健康診断の結果等について、健康管理の相談へ対応いたします。

介護保険や福祉サービスの相談をお受けします。

他の医療機関の受診状況や、他で処方されているお薬の内容を確認し、

当院での診察や処方に対応させていただきます。

予防接種のご相談へ対応いたします。

☆医療機能情報提供制度(医療情報ネット)を利用して、医療機関が検索できます。

※ なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「お世話料」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切認められておりません。

上記事項でご不明な点は、医事課窓口までお問い合わせ下さい。